

特定生産緑地の指定に係る意見照会について

生産緑地に指定されてから30年を迎える地区の一部を特定生産緑地に指定する際の都市計画審議会の開催方法について

→**書面開催**を行いたいと考えています。

- ・ 特定生産緑地とは、

生産緑地制度で30年を経過する生産緑地について、都市環境の保全のため、所有者の同意を得て指定することで、買取り申出ができる時期を10年間延長する制度です。これにより、優遇税制（固定資産税、都市計画税の農地評価など）や相続税の納税猶予措置を継続して受けることができます。

- ・ 都市計画審議会の必要性

生産緑地法第10条の2第3項において、特定生産緑地の指定をしようとするときは、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされています。また、都市計画運用指針では、「特定生産緑地の指定に当たっては、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととされている。生産緑地地区に関する都市計画決定が同一時期に大量に行われることにより、特定生産緑地の指定に係る事務が一斉に生じることが予想される場合には、特定生産緑地の指定が申出基準日に間に合わないことのないよう、特定生産緑地の指定に係る意向調査の進捗状況も踏まえつつ、都市計画審議会を年に複数回開催するなど、柔軟に対応することが望ましい。」とされています。

都市計画運用指針一部抜粋

- ・ 書面開催とする理由

特定生産緑地制度は、買取りの申出期限の延伸を行うものであり、都市計画法に基づく都市計画決定手続きは必要としていないが、都市計画審議会の「意見の聴取」を行うこととしている為。

- ・ 書面開催の仕組み

都市計画審議会の書面開催は、コロナ禍などをきっかけに、書面（議決）で審議・決定を行う方法として一部の自治体で導入されています。審議会を書面開催とする場合に、資料を配布して構成員が意見を提出し、一定の期間内に異議がなければ議決が成立する仕組みです。基本的な進め方は、以下のようになります。

- ① 開催の案内送付。
- ② 資料の送付: 審議事項をまとめた資料を構成員に送付します。
- ③ 意見提出: 構成員は資料に基づき、書面で意見や賛否を提出します。
- ④ 議決の成立: あらかじめ定められた期間内に異議がなければ、提出された意見を基に議決が成立したとみなされます。
- ⑤ 議事録の作成: 議事録を作成し、開催されたものとして記録されます。